

新型コロナウイルス感染症

出席停止期間

発症後5日を経過し、かつ

症状が軽快した後1日を経過するまで

※ 発症日を0日とカウントします。

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻水など）が改善傾向にあることです。



登校可能

発症後、最低5日間は登校不可

発症日 (0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		症状が 軽快	軽快後1日 				
			症状が 軽快	軽快後1日 			
				症状が 軽快	軽快後1日 		
					症状が 軽快	軽快後1日 	

症状が軽快した日を0日とカウントして

1日を経過するまでは登校不可